

参考文献

- 蔡鐸平「中山世譜」沖縄教育委員会発行
- 琉球史料叢書 四 「中山世譜」 (十三巻)
- " 五 「中山世鑑」 (五巻)
- 「中山世譜附卷」 (七巻)
- 解説 (東恩納寛惇)
- 桑江克英訳註「球陽」(全二十二巻 附卷三巻)
- 中山盛茂編「琉球史辞典」
- 新刊「島津国史」原口虎雄解題
- (昭和四九・九・二三脱稿)
〔受理 一九七四・九・二十五〕

尚敬王の命をうけて歴史の編述にかかり、同僚とともに苦心十数年、一七四年に一応編述ができて「球陽会記」と題し、一七四五年にこれを完成し「球陽」と称した。この本は国内向けの史書であるため、薩摩関係の記事も正巻の中に収め、年号も日本・中国いずれも用いず、王即位何年とするしている。

この「球陽」においては、島津氏の琉球侵攻について蔡温本「中山世譜」の正巻・附巻の記事をほとんどそのままのせているにすぎない。

球 陽 卷之四

尚寧王 神号 日賀木按司添

即位二十一年

日本。以大兵入国。執王至薩州。

本国原。與薩州為隣交。紋船往来者。至今百有余年。奈信
權臣邪名之言。遂失聘問之礼。由是。太守家久公。特遣樺
山氏・平田氏等。來而伐本国。小大難敵。寡不勝衆。王從
彼軍師。到于薩州。

二十三年。王自薩州。回駕本国。

王留薩州二年。王言。吾事中朝。義當有終。太守公深嘉其
忠義。卒被放回。然後國復晏然。

以上、「中山世鑑」から蔡鐸本「中山世譜」へ、ついで蔡温本「中山世譜」

へ、さらに「球陽」へと、島津氏の琉球侵攻の記事をみてきた。

「中山世鑑」では尚寧王および謝名を非難すること強いものがあるが、これ

は戦後五十年ばかりで、薩摩側にも琉球側にも戦争の記憶が生きしく残つて
いたため、このような書き方になつたのであろう。まして「中山世鑑」は別
に中国側に示すものではなく、薩摩側に示すためのものであつたことがそ
の大きな原因となつてゐるのではないか。

ところが、「中山世譜」は中国の冊封使にみせるためのものであつたため、
蔡鐸本の正巻では全然そのことにふれず、附巻においてふれている。そして
尚寧王の責任はそれほど強く追及されず、専ら謝名にすべての責任を負わせ
ているようである。この論調は蔡温本においても変らないが、ただ正巻の中
に簡単に島津氏の琉球侵攻の記事をのせているのが異なる点である。これは
前述の如く、島津氏が琉球へ来攻したことを、それほどかくす必要はなくな
つたと蔡温が判断したからであろう。ただ、その後の島津氏の琉球占領のこ
とは、正巻には全くのせられていないので、正巻だけ読めば、琉球は島津氏
と全く関係のない独立国の形となつてゐるのである。

「球陽」は対国内的なものであるので、薩摩関係の記事を附巻にまとめるよ
うなことはしていながら、慶長の島津氏侵攻については、蔡鐸本「中山世譜」
をほとんどそのまま記してゐるにすぎない。

島津氏の琉球侵攻のことを、琉球の歴史家がどのように取り上げてきたか
を見るにつけでも、中国と日本（薩摩）との間にはさまれた小国の悲哀をく
みとることができるとし、また薩摩の占領下という異常な状態の中で、琉球の
政治家達がその国を保つていくためにどのような苦心を払つていてかが分る
のではなかろうか。

翌年。大坂城起乱。家久公。奉將軍命。発兵征伐。

時正弥。乞隨軍行。即命正弥。改為倭貌。賜名國頭左馬守。

而授與兵卒。且賜甲一。具足一。大刀一。脇指一。鐵鎗二。

鞍一。鐙一。轡一。

行至半途。兵亂早治。回到魔府。照例回国。

本年。為國質事。遣法司・毛氏豊見城親方盛続。到薩州。

至丙辰年。回国。

本年。為國質事。遣阿氏阿波根親方守賢。到薩州。至丙辰

年。回国。

万曆年間。為國質事。遣向氏島尻大里按司朝守。到薩州。

（年月不伝。）

四十三年乙卯。為稟報謝恩使回国事。遣法司王舅・馬氏名

護親方良豐。到薩州。本年回国。

本年。為稟明仙壽院住僧爭訟事。遣馬氏中城親雲上良時。

六月到薩州。八月回国。

四十四年丙辰。為十年質事。遣尚豐公佐敷王子朝昌。到薩

州。其冬任摶政。回国。

四十五年丁巳。為年頭使事。遣向氏東風平親方朝香。到薩

州。事竣回国。

本年。為使者事。遣向氏具志川按司朝安。到薩州。（不知下

何事而使。）

四十六年戊午。為賀家久公陞宰相事。遣尚氏具志頭朝誠。

島津氏の琉球侵攻についての一考察

到薩州。四月回国。

本年。為伸禮意事。遣向氏越來親方朝首。春到薩州。其秋

回國。

泰昌元年庚申。為弔祭惟新公薨事。遣馬氏伊計親雲上良徳。

到薩州。四月回国。

本年。為弔祭國分御上薨事。遣章氏安谷屋親雲上正勝。到

薩州。翌年二月回国。

本年。為稟報尚寧王薨。尚豊王即位事。遣法司・毛氏読谷

山親方盛韶。到薩州。翌年回国。

蔡溫本と蔡鐸本との関係をみてみると、まず蔡溫本はできるだけ蔡鐸本の文

章を生かすことにつとめている。蔡鐸本の記事をそのまましるしていると

ころ、多少の語句を加えたもの、一部の語句を修正したもの、語句の順序を

入れ代えたものなどに分つことができる。特に尚寧王時代の島津氏の琉球侵

攻の記事については、かなり手を加えていることがわかる。敗戦の一切の責

任は謝名（邪名）に押しつけていることは蔡鐸の場合と異なる。

次に新資料の発見によつて新しくつけ加えられた記事がある。それは各家々の家譜が次第に整備されて來たためであろう。新らしくつけ加えられたものの中で、毛氏池城親方安頼が、戦後の琉球と中国との関係を調整するため、島津氏の特命をうけて中国へ渡つたことや、大坂の夏の陣に際して薩摩にあつた国頭按司正弥が島津氏に従軍を願い出て、名も国頭左馬守と改め、容貌も薩摩風に変えたことなどは注目するものといえよう。

先に蔡溫の「中山世譜」の編修にあたり、これに協力した鄭秉哲はその後、

万曆十九年辛卯。為紋船使事。遣建善寺大龜和尚・茂里味

里大屋子。到薩州。（月日不伝）

又為紋船使事。遣護國寺快雄座主・大里大屋子。到薩州。

年月不伝。

二十一年癸巳。為紋船使事。遣天王寺菊隱長老・金氏麻文

仁親方安恒。到薩州赴京。（月日不伝。）

又為紋船使事。遣蔡氏中村渠筑登之親雲上政茂。到薩州。年

月不伝。

三十七年己酉。薩州太守家久公。遣師征伐。原是本国。與薩

州為隣交。紋船往来者。至今百有余年。奈信權臣邪名之言。

遂失聘問之礼。由是。樺山權左衛門・平田太郎左衛門等。

奉命來伐。小大難敵。投誠而降。王從彼師。到薩州。

至辛亥年。王已回国。

三十八年庚戌。為問安尚寧王。在薩州事。遣馬氏勝連親雲

上良繼。到薩州。翌年九月回国。

本年。薩州太守。遣本田伊賀守等。都鄙有章。上下有分。

又遣阿多氏等。均井地。正經界。而始為賦稅。從此每年。

納貢于薩州。永著為例。

三十九年辛亥。家久公。出賜琉球。一紙目錄。此時。鬼界

・大島・徳島・永良部・與論。始屬薩州。

然彼五島。原係吾國管轄之地。故容貌衣服。迄今留。與吾

國。無以相異。

本年。為稟明。進貢王舅。事竣回国事。遣毛氏池城親方安

賴。到薩州。又赴駿府。其冬回国。

（万曆己酉。安賴扈從尚寧王。在薩州。家久公。遣伊勢兵

部少輔・鎌田左京亮。曰。中國若聞中山為我附庸。嗣後不可

以為進貢。當早遣安賴。以為納欵云。

由是。從尚氏具志頭王子朝盛。回国。

翌年正月二十日。安賴為乞体恤遭難。兼贖修貢職事。奉命

為王舅。同長史金應魁。使者俞氏重光等。坐駕楷船。入閩

赴京。

辛亥夏。事竣歸國。即赴薩州復命。又赴駿府。以聞將軍家

康公。而回国。

本年。為國質事。遣金氏麻文仁親方安恒。六月到薩州。翌

年。安恒沾病回国。嫡子松金安基。代父留薩州。癸丑十二

月回国。（松金。奉薩州命。與父俱赴薩州。）

四十年壬子。為國質事。遣向氏伊江按司朝仲・向氏羽地按

司朝安。到薩州。至甲寅年回国。

四十一年癸丑。為年頭使事。遣馬氏伊計親雲上良德。到薩

州。本年回国。（年頭使。自此而始。）

本年。為賀家久公。誕生男子事。遣向氏謙谷山按司朝宜

到薩州。其秋回国。

四十二年甲寅。為國質事。遣馬氏國頭按司正弥。到薩州。

実は、あくまでもかくしておく必要があつたため、正卷ではこのような書き

方になつたのであろう。すなわち、琉球は日本の侵攻を受けたが、再び独立

を取り戻し、中国との修貢はこれまで通り続けて行くという態度を示したも

のであろう。

蔡温本「中山世譜」の附巻に、薩摩関係の記事が集められているが、雍正

九年（一七三一年）につくられた鄭秉哲の序文によると次の如くである。

中山世譜附巻序。

天地之間。国土至多。或分散東西。或列羅南北。而大小疆
弱。不可得而齊也。夫為小國者。順理安分。而所以事大之
禮。不敢廢焉。則國土自治。人民亦安矣。孟子曰。畏天者
保其國。詩曰。畏天之威。于時保之。況我琉球國。僻處東
隅。不能自大。故自古而来。與薩州為隣交。時通聘問。紋
船往来。後亦納貢于薩州。至今數百年。不敢少懈。而事之
可紀者。亦最多矣。疇昔向象賢。奉王命。始用國字。著中
山世鑑。蔡鐸改以漢字。命之曰世譜。此時。別摭其所係于
薩州之事。以附世譜。謂之附巻。而其所編集者。多出俗說。
有以訛謬。間有出入。兼多缺略。欣遇聖主。孜孜圖治。庶
政維新。特命向文明等官。改修附巻。秉哲已任纂職。而
前代事功。使臣姓名。經歷久遠。莫從稽詳。爰參之典載。
考之文記。去其訛謬。補其缺略。劇其煩瀆。闕疑存信。以
為成部。而繕錄。以呈聖覽。伏翼睿慮彌深。時務愈精。而
四時之玉燭常調。万機之金甌永固矣。

時

大清雍正九年歲次辛亥臘月既望

唐榮都通事臣鄭秉哲頓首謹撰

蔡鐸本「中山世譜」の「附巻」が重訂された所以は右の文によつて明らか
であるといえよう。

次に前出の尚清王から尚寧王までの蔡鐸の記事が、子蔡温によつてどのよ
うに訂正されたかみてみよう。なお、次の文の傍線をつけた箇所は蔡鐸の原
文である。

中山世譜附巻之一。

尚清王。

嘉靖年間。為紋船使事。遣天界寺月泉長老・世名城主良仲。

到薩州。(年月不伝。)

又為紋船使事。遣薛氏賀章。(後曰江州)到薩州。(年月不
傳)

尚永王。

万曆五年丁丑。為紋船使事。遣天界寺修翁和尚。到薩州。

(月日不伝)

八年庚辰。為紋船使事。遣普門寺和尚。到薩州。(月日不
傳)

十三年乙酉。為紋船使事。遣天童寺桃庵長老・孟氏安谷屋
親雲上宗春。到大坂。(月日不伝)

尚寧王。

子がうかがわれる。

蔡温は琉球史をかざる名政治家であるが、一七一三年尚敬王が立つに及んで、三十二才にして国師に抜擢され、尚敬王の補導に任じ、一七二八年三司官に四十七才で任せられ、国政を担当し、七十二才の一七五三年まで、琉球の施政に幾多の業績をあげた。彼が父蔡鐸の「中山世譜」の重訂に当ったのは、彼が三司官に任せられる以前であった。この頃になると、かなり多くの資料を集めることができるようになつたらしい。それは蔡温が国師であったことも大いに幸いしたであろうと考えられる。

正巻には中国関係の記事を、附巻には薩摩関係の記事をのせるという父の方針はそのまま採用した。その「中山世譜序」（雍正三年—一七二五年）に、向象賢の「中山世鑑」および父蔡鐸の「中山世譜」との関係を次のように述べている。

「中山世譜序」

（前略）伝至質王。恭逢皇清定鼎。文明益開。卒以歴代事功。及祖德宗功。昭穆親疎之非輕。特命按司向象賢。始用番字。著中山世鑑一部。然前代紀籍。頗致湮沒。象賢深為之嘆。既而貞王嗣立。斯文大明。如日中天。仍命總宗正尚弘德等。改以漢字。重修世鑑。顏曰中山世譜。時臣溫之父。紫金大夫臣蔡鐸。奉命。手修世譜。亦以前代難考而嘆焉。方今恭遇。聖上殿下。修德崇道。百度悉舉。康熙己亥。受封之時。臣溫在冊使徐公處。獲琉球沿革志。及使錄等書。悉讀之。始知象賢所著世鑑。果有誤差。兼多缺闕。豈非前

籍湮沒之所致也哉。臣溫。奉命。改修是譜。蓋是譜也。續前謨。光後緒。而垂鑑于万世。誠非臣溫樗材之所及。然而今不正焉。則前代履歷之事。其何以得明之。爰以其所獲之書。與夫本国紀伝。及隋唐宋元之史。博採旁搜。互致参考。昔之所誤。今始正之。昔之所缺。今始補之。以成全部。

よう。

正巻の卷七の尚寧王の所で、島津氏の琉球侵攻の記事を入れているのは蔡鐸本と違っている。しかし、その記事は極めて簡略なものである。

万曆三十七年己酉春。日本。以大兵入國。執王至薩州。本年冬。王遣王舅毛鳳儀。長史金応魁等。馳報兵警。致緩

貢期。

福建巡撫陳子貞。以聞。

三十九年辛亥。王留薩州二年。王言。吾事中朝。義當有終。卒被放回。然後國復晏然。

四十年壬子。王遣使栢壽陳華等。咨言。王已被縊歸。國家復安然。仍遣修貢。

これだけを読むと、日本（島津氏とはいっていない）が大兵を以て琉球をおそつたが、国王は間もなく国に帰ることを得て「国復安然」となつたといふ。これは中国側の方でもすでに島津氏が琉球に侵攻したことを探つており、琉球側としてもこの事件を別に秘密にしておく必要がなくなつたからである。ただし、琉球が島津氏によって、その後引きづいて占領されている事

又為紋船事。遣護國寺快雄座主・大里大屋子。到薩州。年月不伝。

二十一年癸巳。為紋船事。遣天王寺菊隱長老・金氏摩文仁親方安恒。到薩州赴京。

又為紋船事。遣蔡氏中村渠筑登之親雲上政茂。到薩州。年月不伝。

本国為薩州附庸者。至此百有余年矣。專信權臣邪名言。遂失禮交之情。而不修聘問。於是三十七年己酉。薩州太守家久公。遣師來伐。小大難敵。開城而降。王從彼軍師。到于薩州。達投誠之情。次年庚戌。薩州遣本田伊賀守等。使都鄙有章。上下有服。又遣阿多氏等。正經界。均井地。而始為抽稅田里。辛亥年。家久公。垂仁慈之念。而許王回国。每年納貢于薩州。從此始焉。

同年九月十日。家久公。出賜一紙目錄。此時。鬼界・大島・德島・永良部・與論・皆屬薩州。然今彼五島。容貌衣服。留與吾國無異者。原係吾國管轄之地故也。不可不明故書于此。

三十九年辛亥。為稟出使中國事。竣事毛氏池城親方安頼。到薩州赴駿府。

本年。為國質。遣金氏摩文仁親方安恒。到于薩州。次年壬子。安恒沾病歸國。嫡子松金基。代父留魔府。四十年壬子。為國質。遣向氏伊江按司朝仲・向氏羽地按司

朝安。到于薩州。

四十一年癸丑。為年頭使事。遣馬氏伊計親雲上良德。到于薩州。(年頭使始于此。)

本年。為賀家久公誕生男子事。遣向氏諱谷山按司朝宜。赴于薩州。

四十二年甲寅。為國質。遣馬氏國頭按司正弥。到薩州。四十三年乙卯。為稟進貢謝恩。王舅入中國事竣回国事。遣法司・馬氏名護親方良豐。到薩州。

四十四年丙辰。為十年質。佐敷王子朝昌公。到薩州。蒙免留十年。同年冬。任攝政。帰国。

四十六年戊午。為賀家久公任宰相事。遣尚氏具志頭王子朝誠。赴薩州。

泰昌元年庚申。為進香惟新公事。遣馬氏伊計親雲上良德。到薩州。

本年。為弔國分御上薨事。遣章氏安谷屋親雲上正勝。到薩州。

本年九月。為奏尚寧王薨。尚豐王承祧事。法司・毛氏諱谷山親方盛韶。到薩州。

尚寧王の時代の琉球侵攻の箇所は、向象賢の「中山世鑑」の「總論」とそれほど差がない。ただ尚寧王を非難することはそれほど強くなく、すべてを「邪名」の責任としているように思われる。なお、その外新しく付加された記事は、極めて概略的なものであって、蔡鐸が資料の不足に苦しんでいた様

図座を設けて諸士の家譜がつくられ始めた時にあたる。

元来蔡鐸が命ぜられた仕事は、向象賢の「中山世鑑」が和文で書かれていたのを漢文に直し、もって中国から訪れる冊封使の供覧に備えるためであった。従つて薩摩関係のことはすべて正巻からは省き、附巻としてこれを記すこととしたのである。従つて正巻の尚寧王のところには、島津氏の琉球侵攻の記事は全く見当らない。琉球侵攻は明の万暦三十七年に当るが、正巻の尚寧王の記事は、万暦三十五年にづいて万暦四十一年に飛んでいる。それ故に島津氏の琉球侵攻は全くなかつたことになっているわけである。

附巻は薩摩関係の記事だけを集めている。その序文は次の如くである。

中山世譜序

自古琉球與日本。素修隣交之誼。而遣發紋舟。以通其往来。一則以小事大之義。而一則足國裕民之故也。至万暦年間。適止紋舟以失聘問之禮。于是薩州大守家久公。謀深韜略。功侔桓文。大發軍師以正失礼之罪。時王尚寧。無得為辭。遂服其罪。今事事于薩州。已經九十年。而其間所通亦不可勝記。今吾國王尚貞。德邁古今。道冠百王。万機之暇。念及其事業將致于湮沒。隨命國相法司。令司譜臣弘德等編譜。呈上。是以博考旧案。集其最要之事。別為一卷。附于譜末。云。

(二七〇二)

康熙四十年歲次辛巳九月二十七日

紫金大夫臣蔡鐸謹撰

この序文を見ると、琉球と日本との交通は「以小事大之義」と「足國裕民之故」によるものであるとし、尚寧王が通交を中断して礼を失したとしている。前の「中山世鑑」に比べれば、表現がかなりやわらかくなっていることがうかがえる。

附巻は尚清王から始まり、尚永王・尚寧王・尚豊王・尚賢王・尚質王・尚貞王をへて尚益王の康熙五十一年（一七一二年）まで記されている。従つて附巻は正巻より後まで編集がつづけられたことがわかる。

蔡鐸本「中山世譜」附巻のうち、尚清王から尚寧王までの記事は次の如くである。

世譜卷之一。

尚清王。

琉球自古與薩州為隣交。時通聘問。有紋船往来。嘉靖年間。為紋船使事。遣天界寺月泉長老・世名城主良仲。到薩州。嘉靖年間。為紋船事。遣薛氏賀章（後曰江州）。到薩州。尚永王。

万暦五年丁丑。為隣交事。遣天界寺修翁和尚。到薩州。八年庚辰。為隣交事。遣普門寺。到薩州。十三年乙酉。為隣交事。遣天竜寺桃庵長老・孟氏安谷屋親雲上宗春。到大阪。

尚寧王。

万暦十九年辛卯。為紋船事。遣建善寺大龜和尚・茂留味里大屋子。到薩州。

月浦曾孫尚寧矣。先是大日本。永享年中。琉球國。始為薩州太守。島津氏附庸之國。朝貢於日本。百有余年也。

尚寧。（不）慎終悖始。恐懼之心日弛。邪僻之情転恣。

用聚斂臣。一邪名。而失事大之誠也。故慶長己酉。薩州太守家久公。遣樺山權左衛門尉、平田太郎左衛門尉。率

兵征伐琉球。而擒國王返。明年又遣本田伊賀守・蒲地久右衛門尉。使都鄙有章。上下有服。^(恩)又使阿多氏・相郎氏

野村市・市来市・高崎氏・別符氏・稻原氏・毛利氏・滝

聞氏・伊地知氏・鹿島氏・上井氏等・正經界。均井地矣。始有伍我田^(鳥)。褚我衣冠之謗。終有我教子弟。我植田^(鳥)

之頌矣。其明年。家久公。垂仁厚礼。解吳囚。爾來。琉

國。入貢於薩州。每年也。尚寧。在位三十二年薨。

としるしている。これを読むとき琉球の史書というよりも薩摩の史書のような観がある。これは前の年代で示したように、島津氏の琉球侵攻からまだ五十年も経つていず、向象賢の編集に対して、かなり強い薩摩側の干渉があつたと考えられるからである。

例えば「琉球國中山世鑑序」には「日本慶安庚寅」（一六五〇年）と日本の年号を用いていること、「序」と「総論」とは漢文であるが、本文の卷一から卷五までは処々に漢文を交えてはいるが、大部分は片仮名まじり、一部は平仮名まじりでかれていること、嘉吉元年（永享十三年）に琉球国が薩摩の附庸になつたという島津氏の主張をそのまま記していること、また島津氏から王号を用いることを禁止されたためか公号を用いていていること、国難を

招いた尚寧には公号をつけていないこと、尚寧の側近にあつて薩摩に対しても徹底抗戦を主張した「謝名利山」（鄭祠）を「邪名」と書きかえて、国を誤り国王を戦いにまき込んだ者として、尚寧王ともども激しく非難していること、またこれに反して島津家久の仁慈を賞讃していることなど、これらはいずれも島津氏が向象賢の執筆に当つて圧力を加えたことと思われるのである。

「中山世鑑」の本文では源為朝の渡琉伝説から始まって、為朝の子といわれる舜天王のことをしるし、以後尚清王まで終わっている。従つてそれ以後の尚元・尚永・尚寧・尚豊・尚賢の記事はのせられていない。一番問題となる尚元・尚永・尚寧・尚豊の記事はのせられていない。一番問題となる尚元の記事がないが、向象賢としては、ここのこととはあまり書きたくないのかかもしれない。おそらく資料の不足、または資料の整理十分ならずということで、あえて筆をとらなかつたのではなかろうか。

「中山世鑑」は薩摩を意識して書かれたものであり、厳密な意味では史書と云えないとの説もあるが、政治家向象賢の苦心のほどをみるべきであろう。島津氏の琉球侵攻から百年ほど経つと、薩琉関係も一応安定してきたためであろうか、本格的な琉球史書の編集が始まることになった。

蔡鐸は一六四四年に生れ、一六六六年一時中国に留学し、その後進貢のため数回中国に渡つたことがあり、一六九六年久米村總役といわれた總理唐榮司となつた。彼が「中山世譜」の作製を命ぜられたのは一六九七年であり、完成して上覽に供したのが一七〇一年九月二十七日であった。子の蔡溫はまだ十代の少年で十分に父を助けるまでに至らず、資料の不足に苦しむ父の姿をながめるだけであった。

一方、琉球側では、島津氏の侵攻をどのように受けとめていたであろうか。

このことを琉球側の史書について検討してみたいと思う。

琉球の史書としては、「中山世鑑」・「中山世譜」・「球陽」などがあるが、このうち、「中山世譜」には蔡鐸本と蔡温本の二つがあることは知られていて、蔡鐸本「中山世譜」は従来「湮没した」とされていて、その内容については全く不明であったが、昭和四十七年十一月、古文書等調査のため沖縄へ行かれた文化庁大山仁快氏によって、県立博物館所蔵蔡温本「中山世譜」十九冊中に混入していることが明らかにされ、初めてその現存することが確認されたのである。

昨年秋、沖縄を訪れたとき、沖縄県立図書館の御厚意により、蔡鐸本「中山世譜」の影印本を入手することができたので、ここに取り上げる次第である。

これらの書の関係をみるに、向象賢（羽地按司朝秀）が一六五〇年に和文の史書「中山世鑑」を著わしたが、これを漢訳増補するため、蔡鐸（志多伯親方声亭）が王命をうけてこれにあたり、およそ四年の歳月をかけて一七〇

「中山世鑑」の著者向象賢は島津氏の侵攻以後、虚脱状態になつた琉球社会の建て直しに努力した政治家として有名な人である。島津氏の琉球占領は堪えがたいことであったが、現実として認めざるを得ない事実であった。そこで彼は、被占領の苦しみを少しでも和らげるために、薩摩との協調政策を取り、「日琉同祖論」を唱え、立花・茶湯・謠などの日本文化の移入を奨励したのである。

向象賢は尚質王の命をうけて「中山世鑑」を編述したが、「世鑑」とえて名づけたように、その目的は、王たる者がその身を省みる鑑として書いたのである。従つて歴代の琉球王の事績の批判となつてゐるが、特に琉球国を薩摩のために占領されるという国難を招いた尚寧王に対しては、非常に厳しい非難の言葉をあびせている。

すなわち、「中山世鑑」の「琉球國中山王世繼總論」において尚永公立矣。在位十六年薨。無世子。故国人。立尚円孫。

年代を整理してみると次の如くである。

一六〇九年 島津氏の琉球侵攻

一六五〇年 向象賢 「中山世鑑」

一七〇一年 蔡鐸 「中山世譜」

一七二六年 蔡温 「中山世譜」

一七四五五年 鄭秉哲 「球陽」

島津氏の琉球侵攻についての一考察

——蔡鐸本「中山世譜」を中心に——

虎頭民雄

一六〇九年（慶長十四年）の島津氏の琉球侵攻は、琉球国に對して、その

後種々の面において、深刻な影響を及ぼした。琉球侵攻の動機について、島津氏側の記録、例えば「島津国史」は

是年二公與琉球王書。責其無礼。欲其悔過謝罪也。而尚寧
恃其險遠。不肯屈下。公遂伐之。

と記し、琉球が薩摩に対し「無礼」であつたことをあげているが、どのように

うな礼を失したのか明示されていない。

薩摩側としては一四四一年（嘉吉元年）に琉球が薩摩の附庸国となつたことを主張しているが、これは琉球側の関知しない一方的な認識であった。

「島津国史」に

嘉吉元年。四月十五日。赤松満政遣公書曰。今月十日。大

覺寺殿首至。然円宗院未得。幕府猶有憂色。請速逐捕。幕

府復賜公琉球國。亦賞誅尊宥之功也。

とある。すなわち、島津氏が將軍足利義教の依頼をうけて、義教の弟大覺寺門跡義昭僧正尊宥を日向国櫛間永福寺において誅したことを賞して、幕府が

琉球国を島津氏に賜わったといつてはいる。

また、一六〇八年（慶長十三年）南浦文之は琉球侵攻軍の志氣を鼓舞するため「討琉球詩序」を書いたが、その中で文之は、琉球国の開祖と目される舜天王が源為朝の子であることを強調している。

元より、これらのこととは侵攻の表面的な理由にすぎず、真意は外にあつたことはいうまでもない。島津氏の目的とするところは、中絶せる中国との貿易を、琉球を通じて再開することであつた。このことは戦後、島津氏が琉球側に示した「擬十五條」によって明らかであるといえよう。

琉球国王尚寧が解放されて、鹿児島を出発する時与えられた「擬十五條」の中に

一、薩摩御下知の外、唐々逃物停止たるべき事。

一、薩州よりの御判形これなき商人、許容有るべからざる事。

一、琉球より他国え商船一切遣らるまじきの事。

の項目が入れられていることは、島津氏の真意が奈邊にあつたかを十分に示すものと云えよう。